吉備中央町第 10 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画及び認知症施策推進計画
基礎調査・策定支援業務仕様書

【令和７年度業務】

１．委託業務名

吉備中央町第 10 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画及び認知症施策推進計画
基礎調査業務

２．委託業務の期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

３．委託業務の目的

老人福祉法第 20 条の 8 及び介護保険法第 117 条及び認知症基本法第 13 条の規定により、令和 8 年度に策定する吉備中央町第 10 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画及び認知症施策推進計画（以下、「第 10 期計画」という。）の策定に向けて、町内高齢者の状況やニーズ分析のため高齢者を対象とした介護予防・日常生活圏域ニーズ調査と在宅介護実態調査を実施し、課題の抽出を行い第 10 期計画策定の基礎資料とする。

４．委託業務の内容

（１）アンケート調査の実施

現状の把握及び次期計画での重点施策検討の基礎資料とするため、以下のアンケート調査を実施する。

① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施

日常圏域ごとの高齢者の意識、生活実態、健康状態、介護環境等を調査し、日常生活や地域における課題、サービスの利用状況、ニーズ等の把握を行う。

調査項目については、国が参考として示す内容を基本としつつ、本町独自の設問も加えた内容とすることを想定している。

アンケート調査票の設計は吉備中央町と受託者が協議して決定し、印刷、封入封緘は受託者が行う。対象者の抽出、宛名ラベルの作成、調査票の発送は受託者、回収は委託者が行う。

【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施概要】紙及び Web（併用）

調査対象	65 歳以上の一般高齢者（要介護認定者を除く）
配布数	１種　3700 票（回収率 65%見込み）　※ナンバリングあり
調査方法	郵送法　※郵送費は受託者負担
集計方法	単純集計、属性別クロス集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計

②在宅介護実態調査の分析

介護している家族の生活実態や抱える問題等を把握し、介護離職を防止するに資するサービスの検討のための基礎資料とするため、要介護認定者の家族を対象とした調査を行う。調査は郵送法により実施する。

アンケート調査票の設計は吉備中央町と受託者が協議して決定し、印刷、封入封緘は受託者が行う。対象者の抽出、宛名ラベルの作成、調査票の発送は受託者、回収は委託者が行う。

【在宅介護実態調査の実施概要】紙及び Web（併用）

調査対象	認定調査の対象となる高齢者の家族
調査数	1 種　300 票（回収率 60%見込み）
調査方法	（ア）聞き取りによる調査（認定調査員訪問） （イ）郵送による調査（接続方式）　※郵送費は受託者負担
集計方法	単純集計、属性別クロス集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計

（２）アンケート調査の集計・分析と課題の整理

受託者は委託者から受領した回収票の入力・集計・分析を行い、調査結果を報告書としてとりまとめて課題を整理する。

受託者は、調査結果について地域包括ケア「見える化」システムに登録できる形式 へデータ加工を行う。なお、地域包括ケア「見える化」システムへのデータ登録は、委託者が行う。

（３）調査結果報告書の作成

調査結果の要点を取りまとめた報告書を作成すること。報告書はグラフ等を用いた分かりやすい校正とすること。国ツール及び国手引きを参考の上、本町の要望に応じること。

（４）打合せ協議等

本業務を適正かつ円滑に実施するため、業務責任者と監督員は常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すこととし、その内容についてはその都度受託者が書面（打合せ記録簿等）に記録し、相互に確認することとする。

なお、業務責任者又は業務担当者は月 1 回以上の頻度で発注者を訪問し、本業務の進捗状況の報告もしくはその他必要な打合せを行うものとする。

5.成果品

・アンケート調査報告書（A4 判、90 頁程度、墨 1 色刷）：20 部
・アンケート調査報告書（A4 判、90 頁程度、墨 1 色刷）：データ納品
・上記データ一式（見える化システム登録用データを含む）
・情報提供資料一式

【令和８年度業務】

６.委託業務名

吉備中央町第 10 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画及び認知症施策推進計画策定支援業務

７．委託業務の目的

老人福祉法第 20 条の 8 及び介護保険法第 117 条及び認知症基本法第 13 条の規定により、当町における計画等を策定するにあたり、令和 7 年度に行ったアンケート結果の分析や、当町の状況を計画に反映させることにより、計画策定がより効率的かつ効果的となるよう、支援を行うことを目的とする。

また、2040 年には、団塊ジュニアの世代が高齢者となり、高齢者人口がピークを迎えるといわれており、また、共生社会の実現を推進するための認知症基本法などの国等の新たな施策の展開による変更などの国や当町の情勢を反映しつつ、対応した計画としていく必要がある。

８．委託業務の内容

（１）給付実績集計・分析の実施

基礎調査の結果及び吉備中央町が提供する国保連給付実績データ等（地域包括ケア「見える化」システムによるデータ等）に基づき、介護認定者の推移、サービスの利用状況、給付実績に関する給付状況の分析を行う。受託者は必要に応じて、地域包括ケア「見える化」システムを使用し、分析作業を行う。

（２）計画目標量の設定

第 10 期計画の前提となる将来人口および高齢者人口を設定し、要支援･要介護者数、介護保険サービス利用者数を推計するとともに、介護保険サービス見込量、介護保険給付費、第 10 期介護保険料の設定支援を行う。

（３）施策・事業の実施状況の評価及び課題のとりまとめ

現行計画における施策・事業の実施状況について、調査シートの設計及び結果のとりまとめを行い、評価を行う。

（４）計画骨子案・素案の作成

これまでの調査結果を踏まえて第 10 期計画及び吉備中央町の認知症施策等の基本課題や施策方向を整理し、今後の重点課題と施策の目標・体系をとりまとめた計画骨子案、計画素案を作成し、内容の協議を行う。

（５）パブリックコメントの実施支援

計画素案についてのパブリックコメントを委託者が実施するにあたり、実施方法やとりまとめに関するアドバイスを行う。

（６）計画策定委員会の運営支援

計画内容を審議するために設置される計画策定委員会（３回程度）の運営について、会議資料（原データ）を作成するとともに必要に応じて出席し、協議事項に関するアドバイス等の支援を行う。

（７）本業務に関する情報提供支援

本計画は、国の方針を勘案しながら策定を進めるとともに、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、全国の幅広い先進事例や同規模自治体の取組内容を参考にすることも必要である。受託業者は本計画の策定に関する情報また介護保険法等の改正に伴う例規（条例、規程・要綱等）に関する国・県・他市町村の情報を適宜提供する。

（８）介護保険関係例規整備支援

第10期介護計画期間の開始に際して必要となる例規の整備を支援することを目的として、以下の情報提供を行う。

① 基準条例の内容精査

令和７年度末に予定される基準４条例の改正及び現行の基準条例中の不備の有無を確認し、不備の解消に必要な改正を行うことについて、比較資料の作成、改め文案、新旧対照表作成等の支援を行う。

②例規整備情報の提供

第 10 期介護計画期間に向けて行われる基準省令その他の法令の改正に伴い必要となる例規整備に資する情報として、関係法令の概要や条文等、例規整備の考え方や一般的な整備例などの情報を提供する。

（９）打合せ協議等

本業務を適正かつ円滑に実施するため、業務責任者と監督員は常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すこととし、その内容についてはその都度受託者が書面（打合せ記録簿等）に記録し、相互に確認することとする。

なお、業務責任者又は業務担当者は月１回以上の頻度で発注者を訪問し、本業務の進捗状況の報告もしくはその他必要な打合せを行うものとする。

９．成果品

・第 10 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画（A4 判、100 頁程度、表紙デザイン、本文墨１色刷）：100 部
（吉備中央町認知症施策推進計画を含むものとする。）
・第 10 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画（A4 判、100 頁程度、表紙カラー、本文墨１色刷）：データ納品
・第 10 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画　概要版（A4 判、8 頁程度、デザイン、カラー）：データ納品

（吉備中央町認知症施策推進計画を含むものとする。）
・上記データ一式
・情報提供資料一式

【介護保険関係例規整備支援】
・条文対照表（基準省令、モデル条例及び吉備中央町条例の条文を横並びにし、基準条例とモデル条例について見え消しで改正内容を示すとともに、各改正の概要説明、基準省令とモデル条例の相違点の解説を付記し、吉備中央町条例について条文に添削（見え消し）を施すとともに、改正検討事項等を付記した資料）
・一部改正条例案（データ）
・新旧対照表（データ）

１０．その他

- 本業務を進めるにあたって、個人情報及びプライバシーの保護が必要であることから、受託者は、個人情報保護に関する条例を順守するとともに、「プライバシーマーク」認証を要する。
- 本仕様書で明示できないものについては、必要に応じ委託者と協議し、決定すること。
- 当該計画に係る事項について、今後新たな方針が国及び県から示されるなど状況が変化した場合には、委託者と協議の上、本業務内容を変更することができる。
- 受託者は、令和５年度以降に国及び地方自治体において、高齢者福祉計画、第９期介護保険事業計画を全国で１００団体以上、岡山県内で５団体以上計画策定をした実績があること。ただし、計画策定支援の業務全体の実績であり、アンケート調査、印刷など業務の一部のみの実績は認めない。